

第 1 期大槌町データヘルス計画
第 3 期大槌町特定健康診査等実施計画
(2018 年度～2023 年度)



平成 31 年 3 月

大 槌 町

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 3 |
| 1 計画の趣旨 | 3 |
| 2 計画の期間 | 3 |
| 3 計画の実施体制 | 4 |
| 第2章 現状の整理 | 5 |
| 1 大槌町の国民健康保険被保険者の状況 | 5 |
| (1) 被保険者の推移 | 5 |
| (2) 5歳階級別加入状況（平成29年度） | 5 |
| 2 これまでの保健事業の取組状況 | 6 |
| (1) 特定健康診査 | 6 |
| (2) 特定保健指導 | 7 |
| (3) その他の保健事業 | 8 |
| (4) 取組状況を踏まえた今後の方向性 | 11 |
| 第3章 大槌町の健康課題 | 12 |
| 1 主要死因の状況 | 12 |
| 2 要介護認定者の状況 | 13 |
| 3 疾病別受療状況（平成29年度） | 14 |
| (1) 入院受療状況 | 14 |
| (2) 外来受療状況 | 15 |
| 4 特定健康診査有所見者等の状況（平成29年度） | 18 |
| (1) 肥満・血圧に関する項目 | 18 |
| (2) 糖代謝・血中脂質に関する項目 | 20 |
| (3) 生活習慣の状況（質問票調査） | 22 |
| (4) 特定保健指導対象者発生率 | 24 |
| 5 大槌町の健康課題のまとめ | 24 |
| 第4章 本計画で目指すべき全体目標 | 25 |
| 1 全体的な目標 | 25 |
| 2 保健事業の目標 | 25 |
| 第5章 特定健康診査等実施計画 | 26 |
| 1 実施目標 | 26 |
| 2 実施対象者数 | 26 |
| 3 実施方法 | 27 |
| (1) 特定健康診査 | 27 |
| (2) 特定保健指導 | 28 |
| 第6章 保健事業実施計画 | 30 |
| 1 保健事業の考え方 | 30 |
| 2 被保険者全体に対する対策 | 30 |
| (1) 取組内容 | 30 |

| | |
|-------------------|-----------|
| (2) 取組の目標 | 30 |
| 3 リスク保有者に対する対策 | 33 |
| (1) 取組内容 | 33 |
| (2) 取組の目標 | 33 |
| 4 糖尿病性腎症重症化予防対策 | 35 |
| (1) 大槌町の糖尿病性腎症の状況 | 35 |
| (2) 糖尿病性腎症重症化予防対策 | 36 |
| 第7章 計画の推進 | 37 |
| 1 計画の評価・見直し | 37 |
| 2 計画の公表・周知 | 37 |
| 3 個人情報の取扱い | 37 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム（以下「KDB」という。）等の整備により、市町村国保が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

このような状況を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）において、市町村は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととされています。

また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第1項の規定により、市町村は、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めることとされています。

本計画は、被保険者の健康の保持増進のため、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的に、「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、特定健康診査等実施計画や、県の保健医療計画、医療費適正計画等、他の保健医療に関する法定計画との整合性を考慮する必要があることから、2018年度（平成30年度）から2023年度（平成35年度）までの6年間とします。

| 2014 (H26) 年度 | 2015 (H27) 年度 | 2016 (H28) 年度 | 2017 (H29) 年度 | 2018 (H30) 年度 | 2019 (H31) 年度 | 2020 (H32) 年度 | 2021 (H33) 年度 | 2022 (H34) 年度 | 2023 (H35) 年度 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 大槌町東日本大震災津波復興計画 (2011年度～2018年度) | | | | | 第9次大槌町総合計画 (2019年度～2028年度) | | | | |
| 元気・活いき大槌21プラン（第2次） (2014年度～2023年度) | | | | | | | | | |
| | | | | | 第1期大槌町データヘルス計画 第3期大槌町特定健康診査等実施計画 (2018年度～2023年度) | | | | |
| 岩手県保健医療計画（2013-2017） 岩手県医療費適正化計画（第2期） (2013年度～2017年度) | | | | | 岩手県保健医療計画（2018-2023） 岩手県医療費適正化計画（第3期） (2018年度～2023年度) | | | | |

3 計画の実施体制

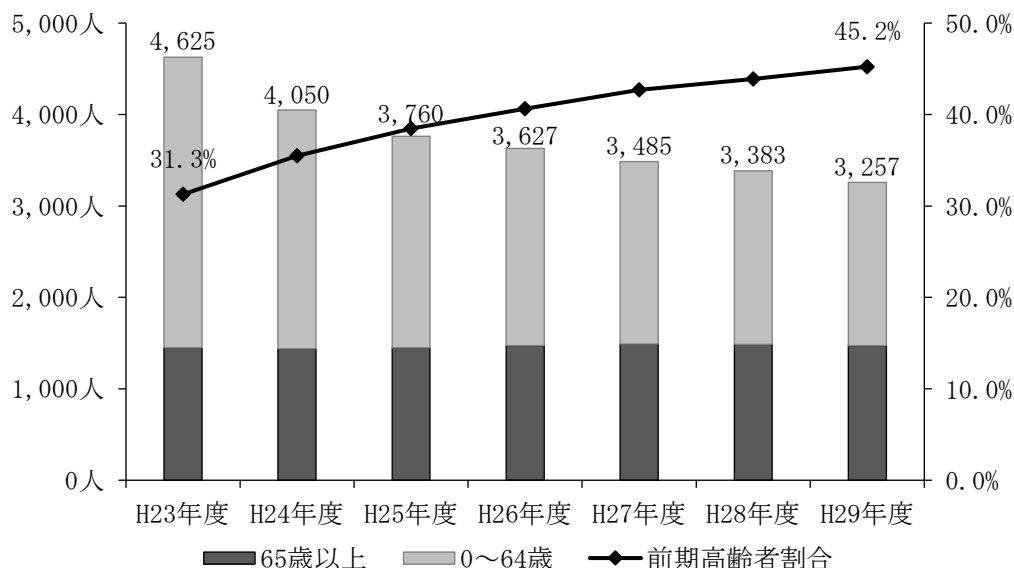
本計画の策定及び評価に当たっては、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員により組織する「大槌町国民健康保険事業運営協議会」において審議するものとします。

第2章 現状の整理

1 大槌町の国民健康保険被保険者の状況

(1) 被保険者数の推移

被保険者の総数は減少傾向にありますが、65歳以上の前期高齢者数はほぼ横ばいであるため、被保険者に占める前期高齢者の割合は増加傾向にあります。

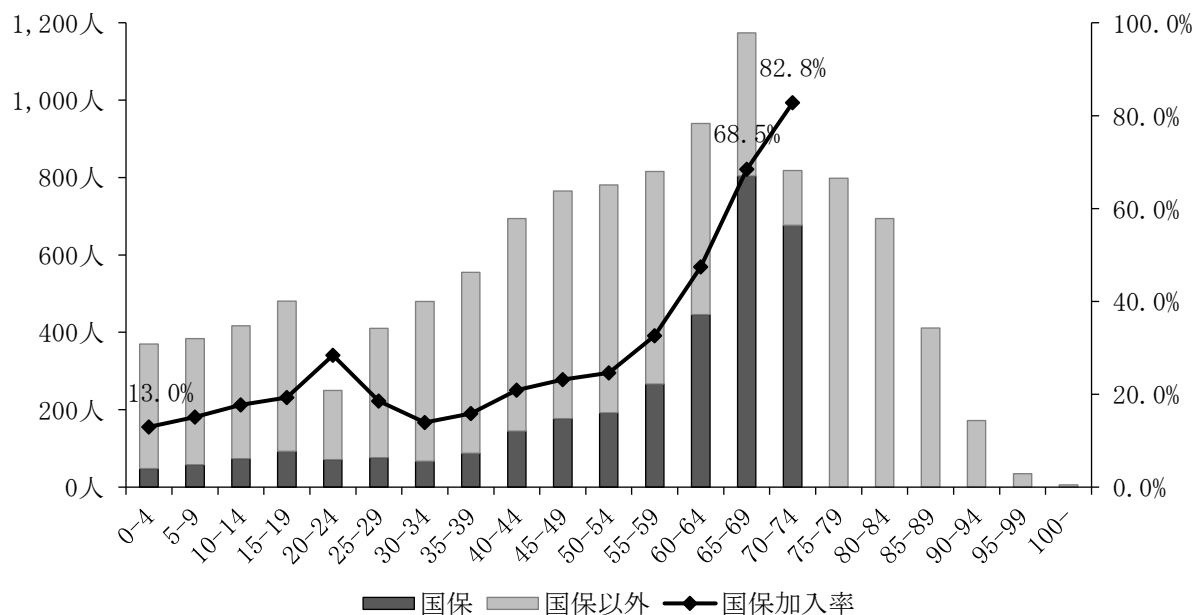


(国民健康保険事業状況報告書 (年度末現在))

(2) 5歳階級別加入状況 (平成29年度)

加入率は年齢に比例して増加する傾向にあり、特に退職に伴い被用者保険から移行する者が多い65歳以上の前期高齢者において加入率が高くなっています。

これらの被保険者は、75歳到達により全て後期高齢者医療制度に移行します。



(岩手県人口移動報告年報、国民健康保険実態調査)

2 これまでの保健事業の取組状況

(1) 特定健康診査

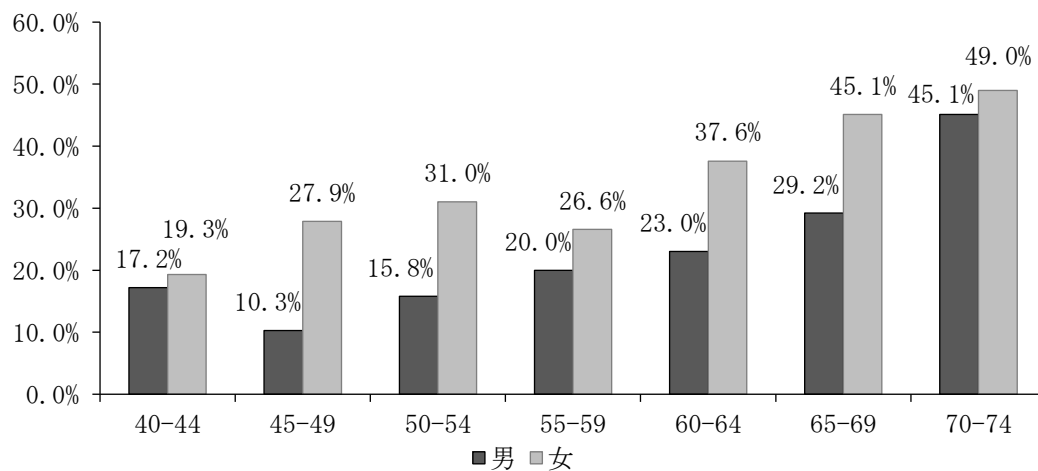
集団方式のみ採用しており、平成 29 年度は町内 11 か所において実施しました。平成 28 年度の受診率は、県平均よりも低い状況（32 位）にあります。

| | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大槌町 | 37.0% | 34.3% | 35.2% | 33.5% | 35.1% |
| 県平均 | 42.4% | 43.4% | 43.5% | 43.2% | - % |

※ H29 年度は速報値。

(国民健康保険中央会「市町村特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」、法定報告)

【年齢階級別特定健康診査受診率（平成 29 年度）】



(KDB)

【特定健康診査未受診者の状況】

ア 健診案内

| 見た | 見ていない | その他 |
|-------|-------|------|
| 259 人 | 227 人 | 47 人 |

イ 未受診理由（複数回答）

| 市町村国保以外で受診 | 定期的に通院 | 入院、入所 | 町外に居住 | その他 |
|------------|--------|-------|-------|-----|
| 56 人 | 380 人 | 13 人 | 25 人 | 350 |

- 通院理由（複数回答）
高血圧等の生活習慣病：282 人、生活習慣病以外：160 人
- その他（主なもの）
多忙：114 人、健康だから：67 人、いつでも医療機関を受診できる：42 人、面倒：35 人 など

(岩手県国民健康保険団体連合会「平成 29 年度第 2 次健康ステップアップ運動における保険者支援（大槌町特定健診受診率向上）」による 4 年連続未受診者への聞き取り調査結果)

(2) 特定保健指導

積極的支援は町の保健師及び栄養士により、動機付け支援は公益財団法人岩手県予防医学協会への委託により実施しています。

平成 28 年度の実施率は、県平均よりも低い状況（27 位）にあります。

| | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大槌町 | 11.8% | 4.8% | 14.4% | 8.6% | 21.9% |
| 県平均 | 16.9% | 16.4% | 17.3% | 19.1% | - % |

※ H29 年度は速報値。

(国民健康保険中央会「市町村特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」、法定報告)

【年齢階級別特定保健指導対象者実施状況（平成 28 年度）】

ア 積極的支援（上段から対象者数、利用者数、終了者数）

| | 40-44 | 45-49 | 50-54 | 55-59 | 60-64 | 65-69 | 70-74 | 計 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 男 | 4 人 | 3 人 | 5 人 | 4 人 | 9 人 | - 人 | - 人 | 25 人 |
| | - 人 | 2 人 | - 人 | - 人 | 2 人 | | | 4 人 |
| | - 人 | - 人 | - 人 | - 人 | 2 人 | | | 2 人 |
| 女 | - 人 | - 人 | 1 人 | 5 人 | 2 人 | - 人 | - 人 | 8 人 |
| | | | - 人 | 2 人 | 1 人 | | | 3 人 |
| | | | - 人 | - 人 | 1 人 | | | 1 人 |

(特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告）)

イ 動機付け支援（上段から対象者数、利用者数、終了者数）

| | 40-44 | 45-49 | 50-54 | 55-59 | 60-64 | 65-69 | 70-74 | 計 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 男 | 4 人 | 1 人 | 1 人 | - 人 | - 人 | 21 人 | 19 人 | 46 人 |
| | 1 人 | - 人 | - 人 | | | 5 人 | 1 人 | 7 人 |
| | - 人 | - 人 | - 人 | | | 1 人 | 1 人 | 2 人 |
| 女 | 2 人 | 1 人 | 4 人 | 1 人 | 6 人 | 25 人 | 21 人 | 60 人 |
| | - 人 | - 人 | 1 人 | - 人 | 1 人 | 7 人 | 2 人 | 11 人 |
| | - 人 | - 人 | 1 人 | - 人 | - 人 | 6 人 | - 人 | 7 人 |

(特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告）)

(3) その他の保健事業

① 健康教育

- ・ 一般健康教育は、運動指導によりメタボリックシンドロームや生活習慣病の予防効果が期待できる者等を対象に、講話と運動指導により動機付け支援を行う「ヘルスアップ教室」（1コース10回）を実施しています。
- ・ 病態別健康教育は、特定健康診査結果において生活習慣の改善が必要な方等を対象に行っており、平成29年度は行動目標の設定と取組状況の評価を行う「高血圧予防教室」（1コース2回）を実施しました。

（下表は、骨粗鬆症検診B判定の者を対象とする「骨粗鬆症予防教室」を含みます。）

| | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 |
| 一般 | 12回 | 250人 | 12回 | 207人 | 9回 | 205人 |
| 病態別 | 1回 | 38人 | 3回 | 46人 | 4回 | 37人 |
| 計 | 13回 | 288人 | 15回 | 253人 | 13回 | 242人 |

（地域保健・健康増進事業報告）

② 健康相談

- ・ 重点健康相談は、町民を対象に行っており、平成29年度は「高血圧」を重点課題として個別相談に加え、講話や調理実習等を実施しました。

（このほか、乳幼児相談にあわせ「女性の健康」に関する重点健康相談を実施しました。）

- ・ 総合健康相談は、町民を対象に、各地域において講話と個別相談を実施しているほか、お茶っこの会等、他の事業にあわせて実施しています。

また、特定健康診査受診者に対しては、事後指導として個別相談及び保健指導を行う「健診結果説明会」を実施しています。（平成29年度は町内10か所）

| | | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | |
|----|-------|-------|--------|-------|--------|-------|------|
| | | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 |
| 重点 | 高血圧 | 14回 | 122人 | 5回 | 47人 | 6回 | 47人 |
| | 糖尿病 | | | 1回 | 7人 | | |
| | 女性の健康 | | | 12回 | 66人 | 12回 | 70人 |
| 総合 | | 37回 | 1,194人 | 89回 | 1,042人 | 72回 | 800人 |
| 計 | | 51回 | 1,316人 | 107回 | 1,162人 | 90回 | 917人 |

（地域保健・健康増進事業報告）

③ 訪問指導

個々の健康課題の状況に応じ、訪問による保健指導を実施しています。

| | H27 年度 | | H28 年度 | | H29 年度 | |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 |
| 要指導者等 | 14 人 | 25 人 | 11 人 | 40 人 | 28 人 | 46 人 |
| その他 | 2 人 | 6 人 | | | | |
| 計 | 16 人 | 31 人 | 11 人 | 40 人 | 28 人 | 46 人 |

(地域保健・健康増進事業報告)

④ 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

ア 衛生教育

衛生教育は、地域における健康づくり活動の担い手を養成するため、以下の養成講座を実施しています。

○ 食生活改善推進員養成講座

地域における食生活改善、健康づくり活動を推進するため、食生活改善推進員を養成するもの。(平成 29 年度養成数：6 人)

○ 健康運動普及推進員養成講座

地域における身体活動、健康づくり活動を推進するため、健康運動普及推進員を養成するもの。(平成 29 年度養成数：4 人)

| | H27 年度 | | H28 年度 | | H29 年度 | |
|---------|--------|-------|--------|------|--------|-------|
| | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 | 回数 | 延人員 |
| 栄養・健康増進 | 6 回 | 218 人 | 15 回 | 98 人 | 18 回 | 137 人 |

(地域保健・健康増進事業報告)

【地域における健康づくり活動】

○ 食生活改善推進員

会員数：130 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

- ・ 町と連携し、食生活の改善を目的とする栄養教室（調理実習等）などの普及活動を実施。
- ・ 減塩を推進するため、特定健康診査会場において、みそ汁の塩分濃度測定を実施。

○ 健康運動普及推進員

会員数：61 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

- ・ 運動に対する意識向上や体力維持を目的とする「さわやかストレッチ教室」（町委託事業）を町内 2 か所で月 2 回開催。
- ・ 町内ウォーキング等の健康運動普及活動を実施。

イ 栄養・運動指導

- ・ 栄養指導は、食生活の改善が必要な者に対し、健診結果説明会や訪問により個別指導を行っているほか、町食生活改善推進員団体連絡協議会と連携し、住民を対象に、講話や調理実習等により集団指導を行う栄養教室を実施しています。
- ・ 運動指導は、集団指導として、以下の運動教室を実施しています。
 - ヘルスアップ教室
運動指導によりメタボリックシンドロームや生活習慣病の予防効果が期待できる者等を対象に、講話と運動指導により動機付け支援を行うもの。
(1 コース 10 回)
 - 健幸運動教室
運動指導によりメタボリックシンドロームや生活習慣病の予防効果が期待できる者のほか、継続した運動指導を希望する者を対象に、「健康と運動」、「有酸素運動」、「筋力づくり」等のコースに分け、運動習慣を身につけるための運動指導を行うもの。
(下表は、子育て世代を対象とする運動教室を含みます。)

| | H27 年度 | | H28 年度 | | H29 年度 | |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 個 別 延人員 | 集 団 延人員 | 個 別 延人員 | 集 団 延人員 | 個 別 延人員 | 集 団 延人員 |
| 栄養指導 | 30 人 | 145 人 | 17 人 | 113 人 | 9 人 | 44 人 |
| 運動指導 | | 546 人 | | 426 人 | | 409 人 |
| 計 | 30 人 | 691 人 | 17 人 | 539 人 | 9 人 | 453 人 |

※ 訪問栄養指導、病態別栄養指導・運動指導は未実施。 (地域保健・健康増進事業報告)

ウ 健康イベント

町民の健康に関する意識の向上と啓発を目的として、以下の健康イベントを実施しています。

- 健康まつり
広く一般町民を対象として年 1 回 (9 月) 開催しており、平成 29 年度は釜石歯科医師会、岩手医科大学等の協力により、歯科保健を主テーマとしてむし歯ゼロ表彰式やお口のがん検診などを実施しました。
- 健康フェスタ
広く一般町民を対象として平成 29 年度に新たに実施した健康イベントであり、県立大槌病院、釜石保健所等の協力により、糖尿病予防に重点をおいて講演や血糖測定などを実施しました。

(4) 取組状況を踏まえた今後の方向性

| | |
|----------------------|--|
| 特定健康診査 | <p><u>受診率の向上に取り組む必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定健康診査の受診に対する意識付けのため、健康維持や生活習慣病予防の重要性に関する啓発を継続して行う必要があります。・ 特に現役世代の受診率が低い状況にあることから、早期にリスクを把握し、生活習慣の改善等につなげるため、積極的に受診勧奨を行う必要があります。・ 未受診者の調査結果等を踏まえ、周知方法や実施方法などについて、必要な改善策を検討する必要があります。 |
| 特定保健指導 | <p><u>実施率の向上に取り組む必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 早期介入により生活習慣を改善し、生活習慣病の発症を予防するため、特に現役世代に対し、積極的に利用を促す必要があります。・ 利用者が脱落せずに指導完了することができるよう、適切なサポートを行う必要があります。 |
| その他の保健事業（健康教育、健康相談等） | <p><u>健康課題に対応する保健事業を、効果的・効率的に実施する必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 限られた人的資源や財源の中で、最大の予防・改善効果を得るために、事業を選択、優先順位付けして展開する必要があります。・ 事業の選択、優先順位付けに当たっては、地域の健康課題を踏まえ、対象者の規模、予防・改善の可能性、緊急性、費用対効果等を考慮する必要があります。・ 各事業のターゲットを明確にし、リスクに対応した適切な事業につなげる必要があります。 |

第3章 大槌町の健康課題

1 主要死因の状況

- 大槌町の主要な死因（上位3死因）は、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患であり、平成28年の粗死亡率（人口10万対）で比較すると、悪性新生物が最も高い状況にあります。

| | 総死亡粗死亡率 | 主要死因別粗死亡率 | | |
|-----|---------|-----------|-------|-------|
| | | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 大槌町 | 1,468.8 | 317.8 | 231.9 | 266.3 |
| 県 | 1,337.4 | 356.5 | 233.2 | 150.5 |

（平成28年保健福祉年報（人口動態編））

- これを、年齢調整後の死亡率の程度を示す標準化死亡比（SMR）で見ると、脳血管疾患が突出して高くなっており（県内1位）、大槌町では、県全体に比べ、脳血管疾患によって死亡するリスクが高い状況にあります。

| | 総死亡SMR | 主要死因別SMR | | |
|-----|--------|----------|-------|-------|
| | | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 大槌町 | 113.9 | 84.1 | 119.4 | 245.8 |
| 県 | 105.7 | 102.2 | 119.9 | 140.8 |

（平成28年保健福祉年報（人口動態編））

- 平成24年以降の経年変化でも、年によりばらつきはあるものの、概ね平成28年と同様、脳血管疾患のSMRが非常に高い傾向にあります。

| | 総死亡SMR | 主要死因別SMR | | |
|------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| | | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| H24年 | 113.3 (102.2) | 101.4 (96.6) | 77.8 (112.7) | 199.5 (138.8) |
| H25年 | 108.0 (100.5) | 92.8 (97.2) | 108.4 (109.0) | 158.5 (137.9) |
| H26年 | 118.3 (102.4) | 86.9 (97.2) | 88.6 (112.3) | 173.5 (143.7) |
| H27年 | 113.0 (102.8) | 101.2 (98.8) | 126.5 (115.6) | 128.9 (136.7) |
| H28年 | 113.9 (105.7) | 84.1 (102.2) | 119.4 (119.9) | 245.8 (140.8) |

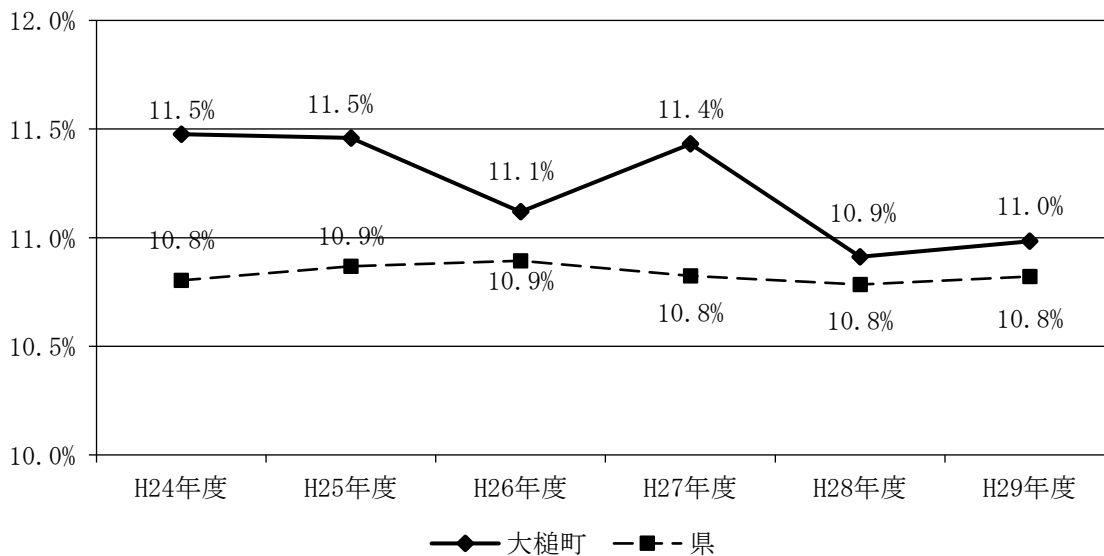
※ 上段は大槌町、下段（ ）は県全体。

（保健福祉年報（人口動態編））

2 要介護認定者の状況

- 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」が市町村別に算定されていないため、健康寿命の算定において「不健康な状態」とされている要介護2以上の認定者数の割合をみると、年度により増減はあるものの、要介護2以上の認定率が県平均と比較して高く、大槌町では、県平均に比べ、日常生活が制限される状態にある高齢者の割合が高い状況にあります。

要介護2以上認定率経年変化（第1号被保険者）

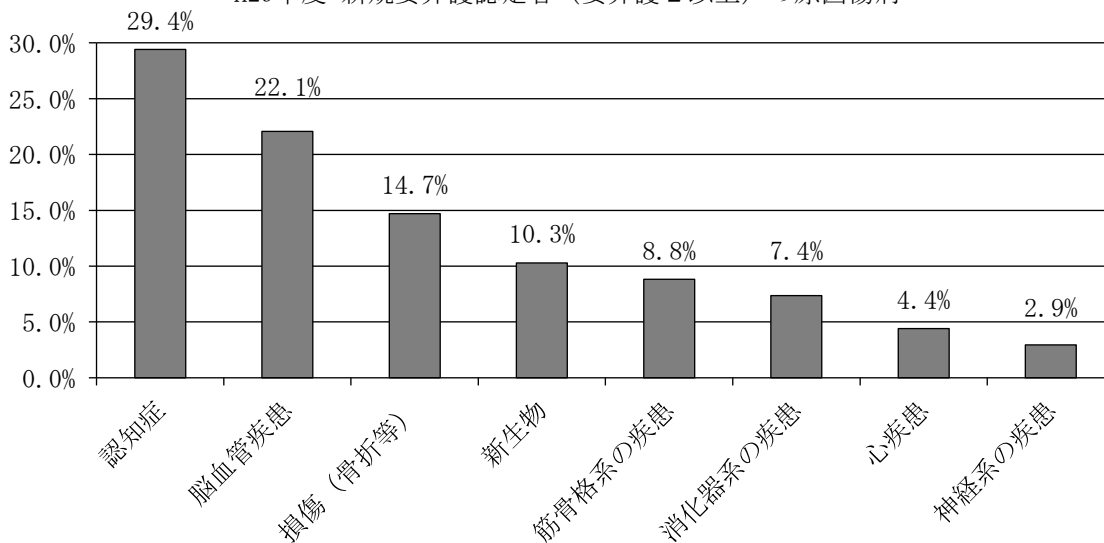


※ 各年度3月末現在。

(介護保険事業状況報告)

- 大槌町の平成29年度新規要介護認定者のうち要介護2以上の者の原因傷病をみると、認知症に次いで脳血管疾患が多く、日常生活が制限されるに至った大きな要因となっています。

H29年度 新規要介護認定者（要介護2以上）の原因傷病



※ アルツハイマー病は状態に着目し認知症に含めた。

(主治医意見書)

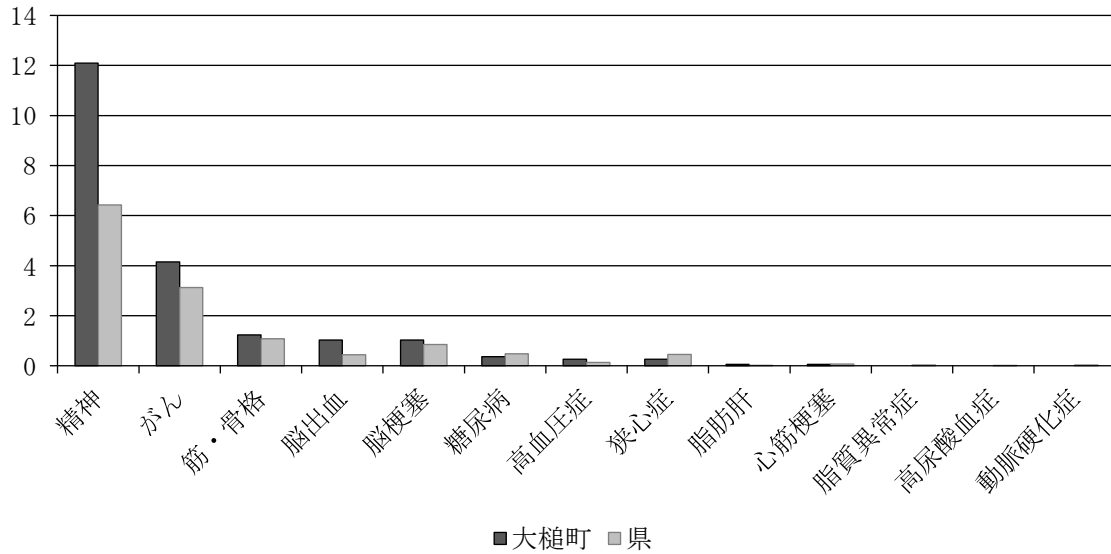
3 疾病別受療状況（平成 29 年度）

(1) 入院受療状況

生活習慣病に着目した、国民健康保険被保険者千人当たりレセプト件数では、男女とも県平均と同様、精神が最も多く、がんがこれに次ぎます。

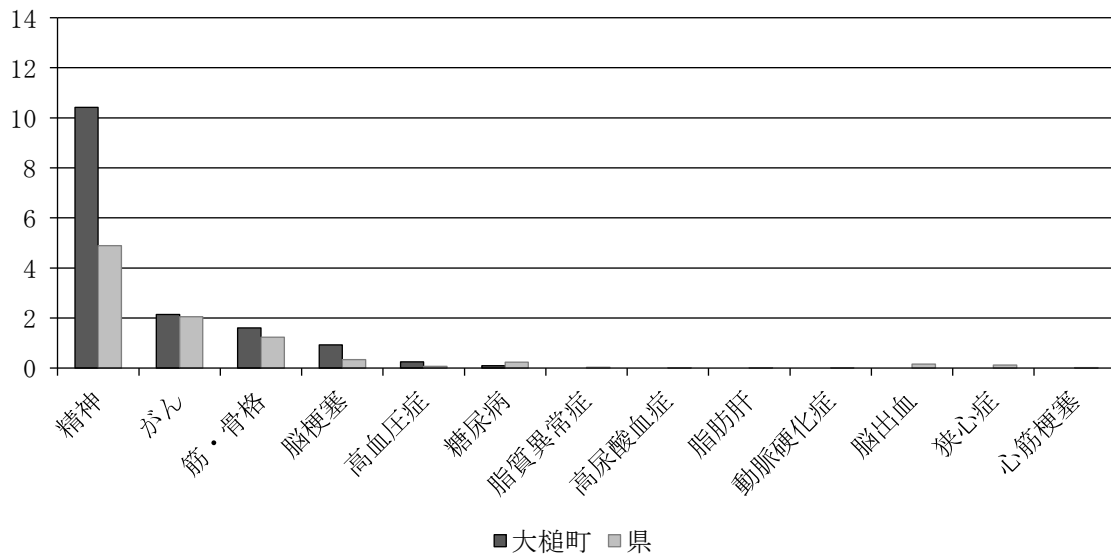
特に大槌町では精神の入院が多く、県平均と比較して、男性は約 1.88 倍 (12.099)、女性は約 2.13 倍 (10.415) となっています。

H29年度 入院・男性（被保険者千人当たり件数）



(KDB)

H29年度 入院・女性（被保険者千人当たり件数）



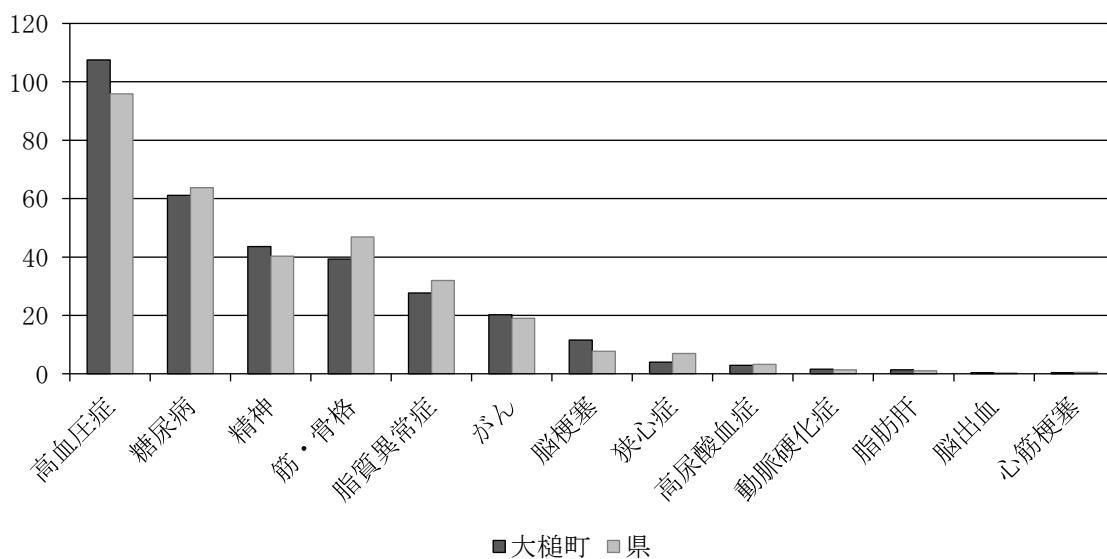
(KDB)

(2) 外来受療状況

- 生活習慣病に着目した、国民健康保険被保険者千人当たりレセプト件数では、男性は高血圧症が最も多く県平均の約 1.12 倍 (107.511) であり、糖尿病 (61.164) も県平均と同様に多い状況にあります。

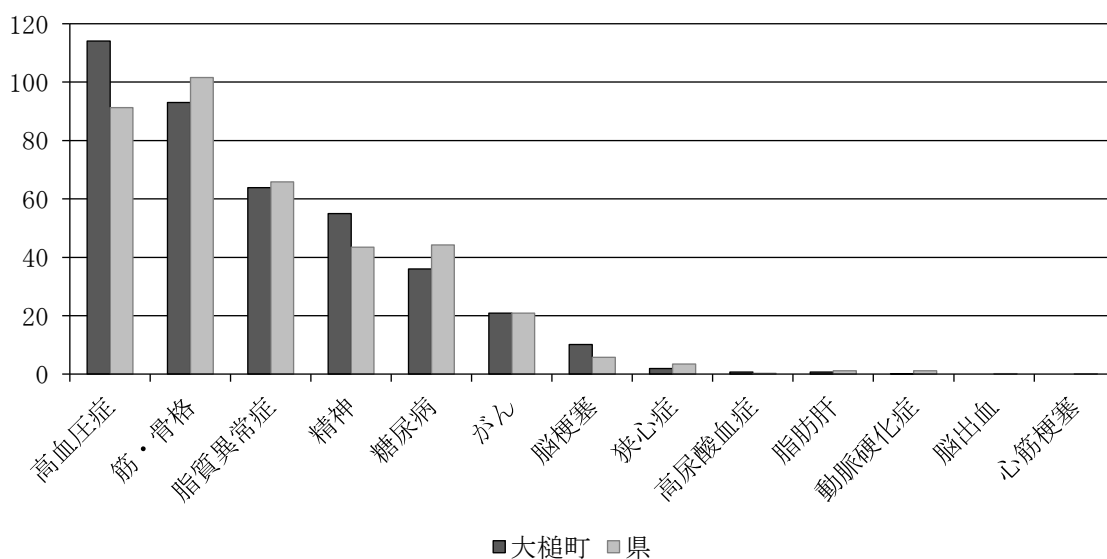
女性は、県全体では筋・骨格が最も多い状況にありますが、大槌町では高血圧症が最も多く県平均の約 1.25 倍 (114.080) であり、脂質異常症 (63.854) も筋・骨格に次いで多い状況にあります。

H29年度 外来・男性 (被保険者千人当たり件数)



(KDB)

H29年度 外来・女性 (被保険者千人当たり件数)

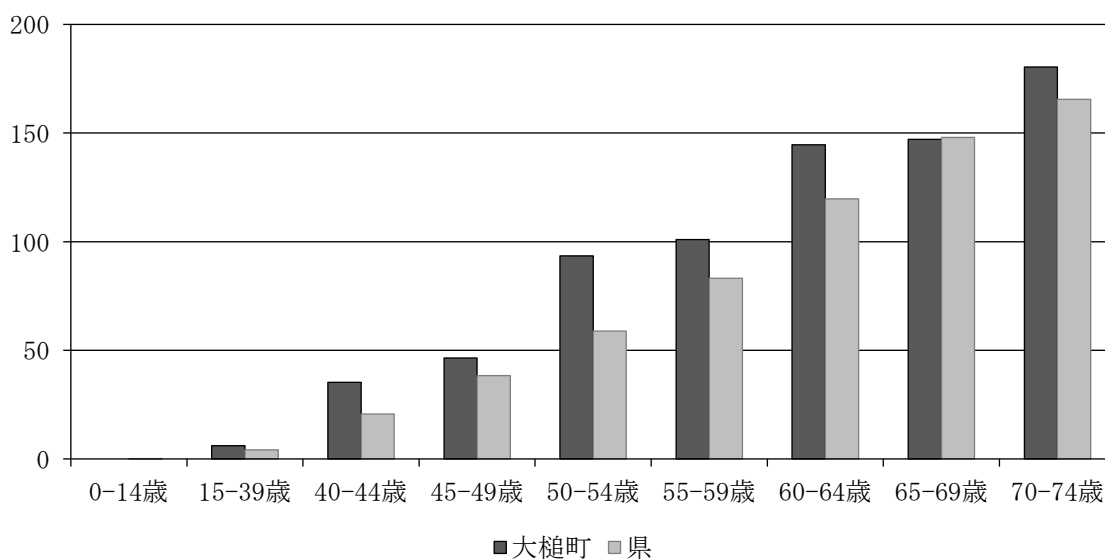


(KDB)

- ・ 外来受療が最も多い高血圧症の国民健康保険被保険者千人当たりレセプト件数を年齢階級別にみると、男女ともに、ほとんどの年齢階級において県平均を上回っています。

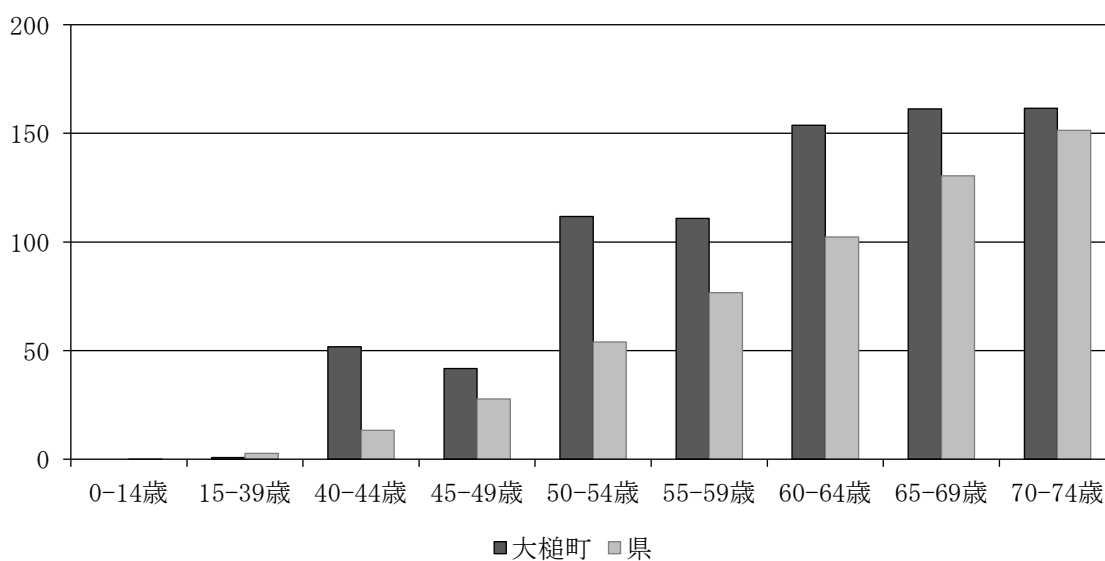
特に女性では、40-44歳で約3.90倍（51.704）、50-54歳で約2.07倍（111.750）など、現役世代の高血圧症の外来受療が県平均を大きく上回っている状況にあります。

H29年度 外来・男性【高血圧症】（被保険者千人当たり件数）



(KDB)

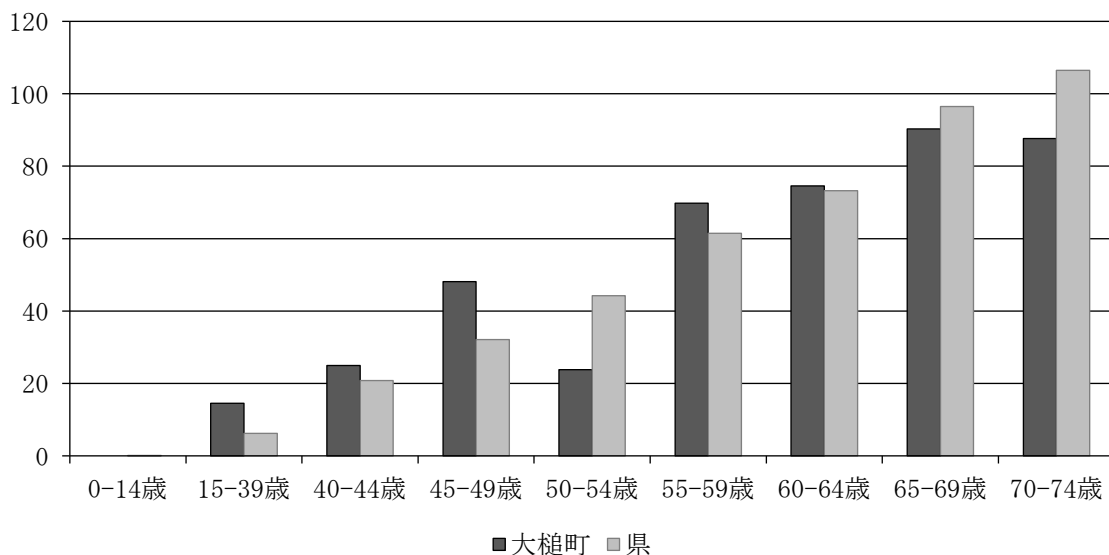
H29年度 外来・女性【高血圧症】（被保険者千人当たり件数）



(KDB)

- 男性の外来受療で高血圧症に次いで多い糖尿病の国民健康保険被保険者千人当たりレセプト件数は、合計では県平均を下回っていますが、年齢階級別では、ばらつきはあるものの概ね現役世代において県平均を上回っている状況にあります。

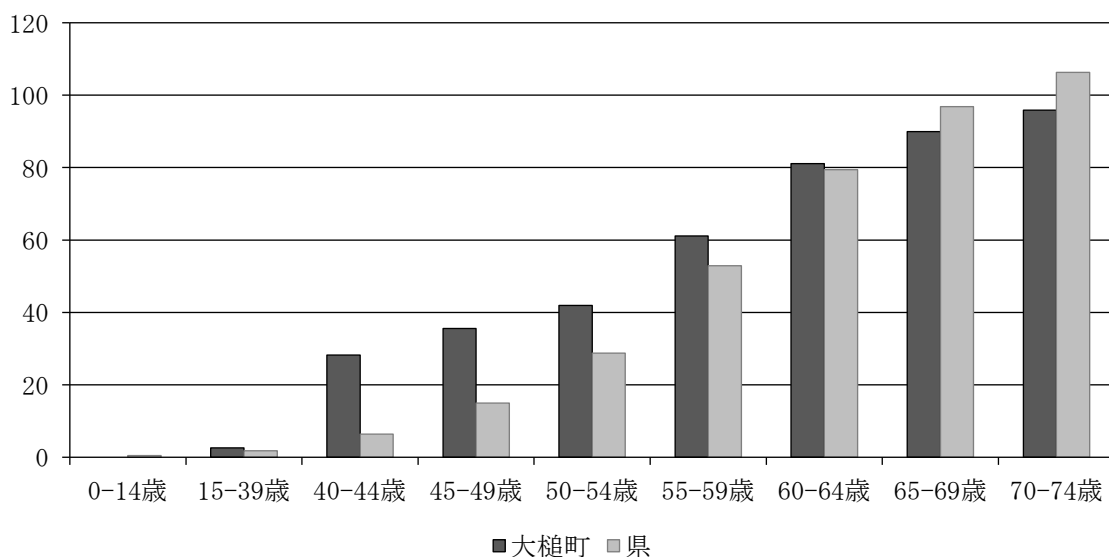
H29年度 外来・男性【糖尿病】（被保険者千人当たり件数）



(KDB)

- 女性の外来受療で高血圧症、筋・骨格に次いで多い脂質異常症の国民健康保険被保険者千人当たりレセプト件数は、合計では県平均を下回っていますが、年齢階級別では 40-44 歳で約 4.40 倍 (28.202)、45-49 歳で約 2.38 倍 (35.605) など、現役世代において県平均を大きく上回っている状況にあります。

H29年度 外来・女性【脂質異常症】（被保険者千人当たり件数）

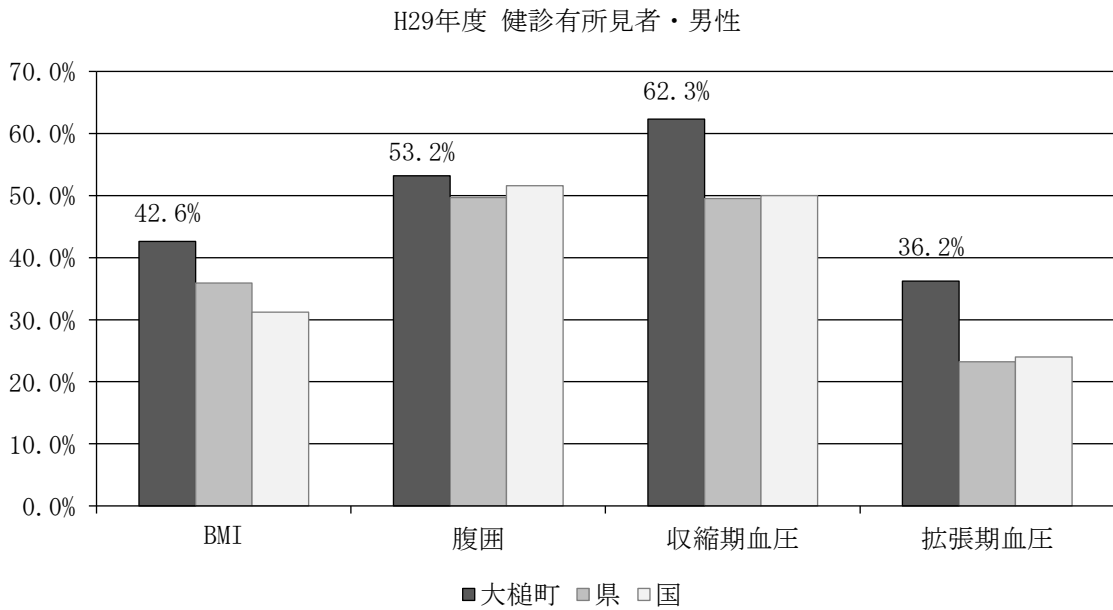


(KDB)

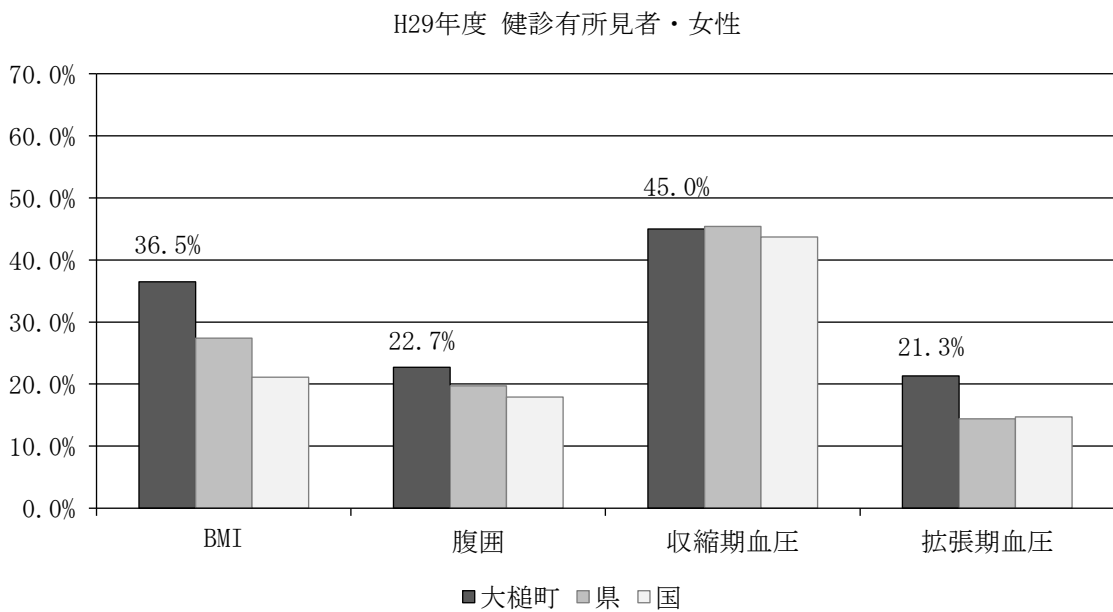
4 特定健康診査有所見者等の状況（平成 29 年度）

（1）肥満・血圧に関する項目

- 男女とも、BMI、腹囲の有所見率が県平均及び国平均を上回っており、肥満傾向が高い状況にあります。
また、血圧の有所見率では、特に男性において、県平均及び国平均を大きく上回っている状況にあります。



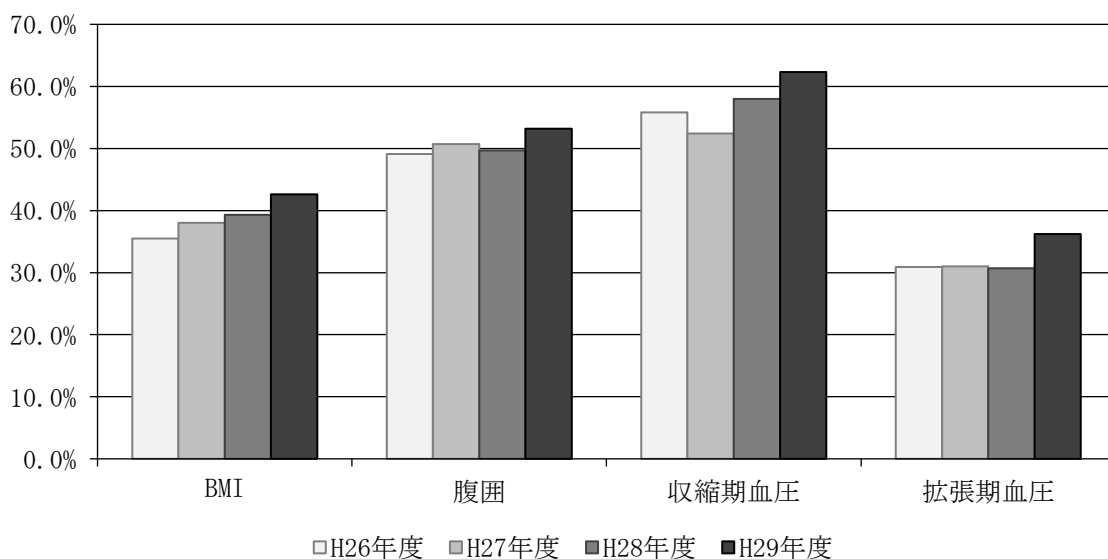
(KDB)



(KDB)

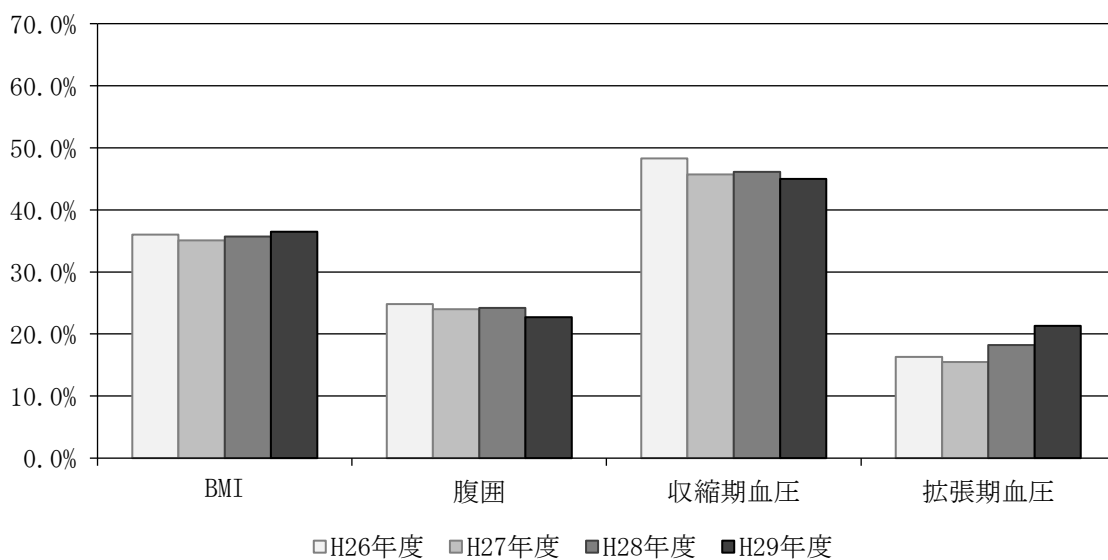
- 大槌町の有所見率の、平成 26 年度以降の経年変化では、特に男性の BMI、血圧において増加傾向が見られます。

健診有所見者経年変化・男性



(KDB)

健診有所見者経年変化・女性

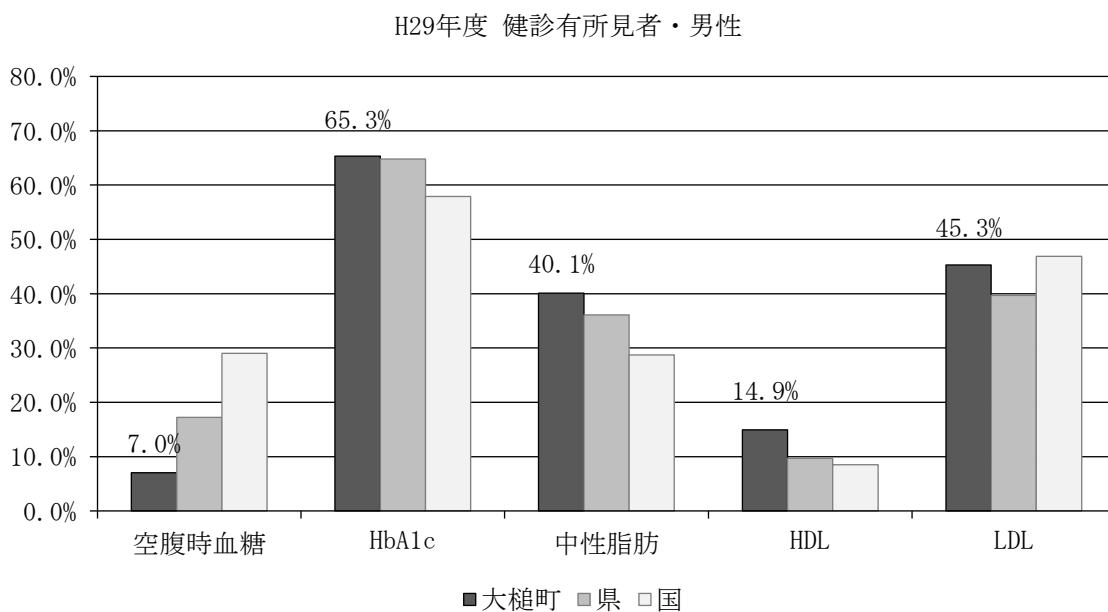


(KDB)

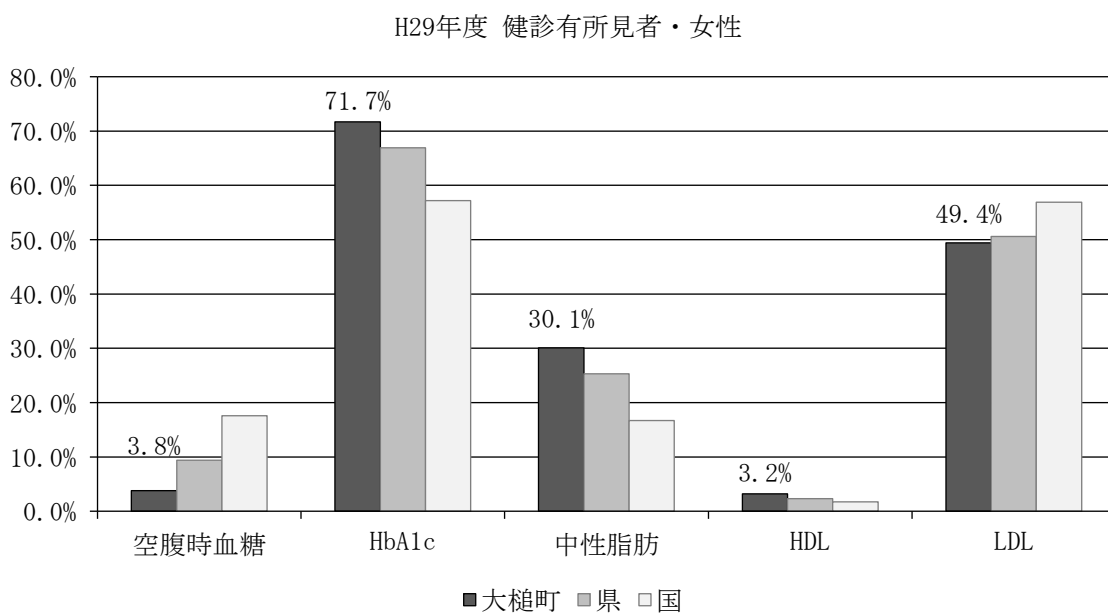
(2) 糖代謝・血中脂質に関する項目

- 男女とも、HbA1cの有所見率が県平均及び国平均を上回っており、特に女性では7割を超える被保険者が有所見となっています。

また、男女とも、中性脂肪、HDLコレステロールの有所見率が県平均及び国平均を上回っているほか、LDLコレステロールの有所見率も県平均及び国平均と同様、高い傾向にあります。



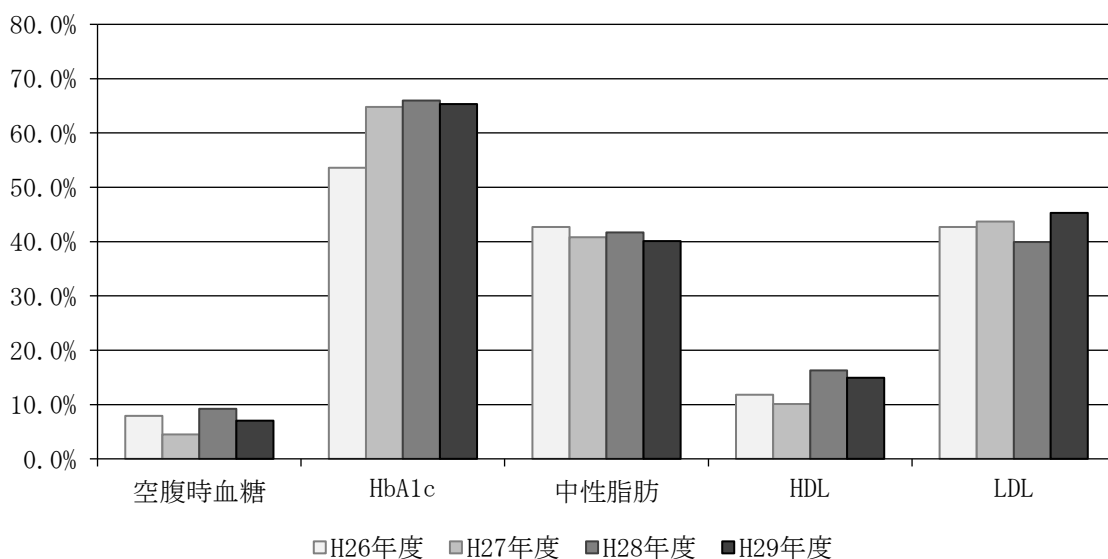
(KDB)



(KDB)

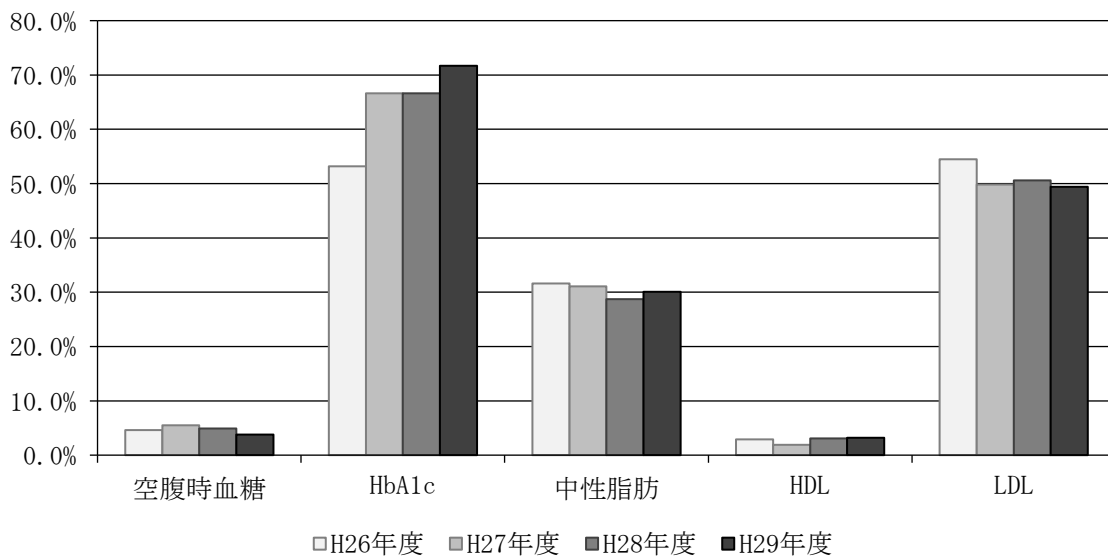
- 大槌町の有所見率の、平成 26 年度以降の経年変化では、男女ともHbA1cにおいて増加傾向が見られ、特に女性では4年間で18.5ポイント増加しています。

健診有所見者経年変化・男性



(KDB)

健診有所見者経年変化・女性

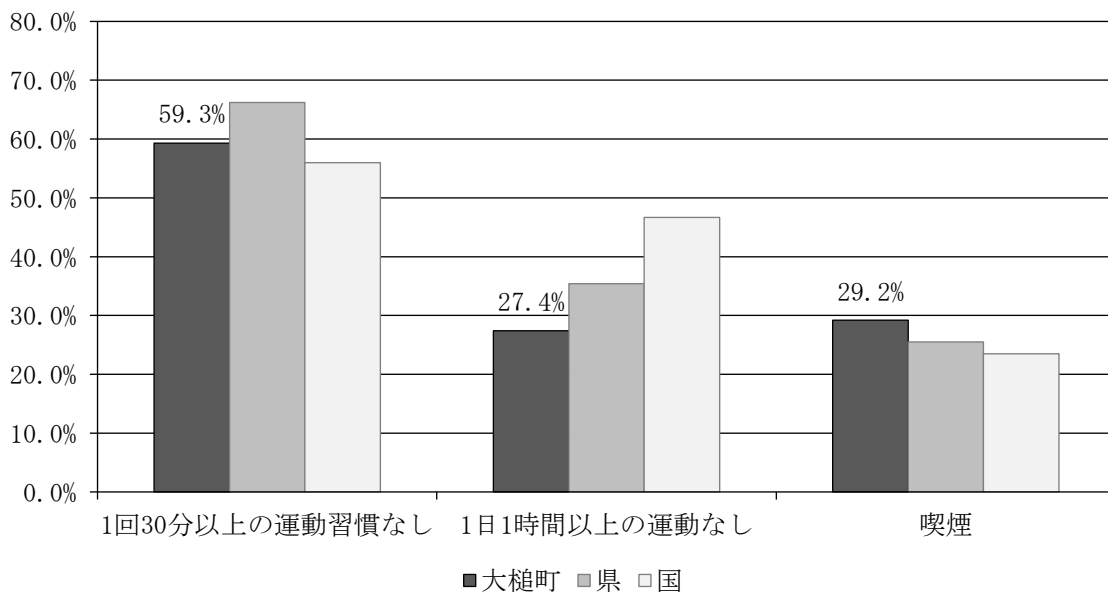


(KDB)

(3) 生活習慣の状況（質問票調査）

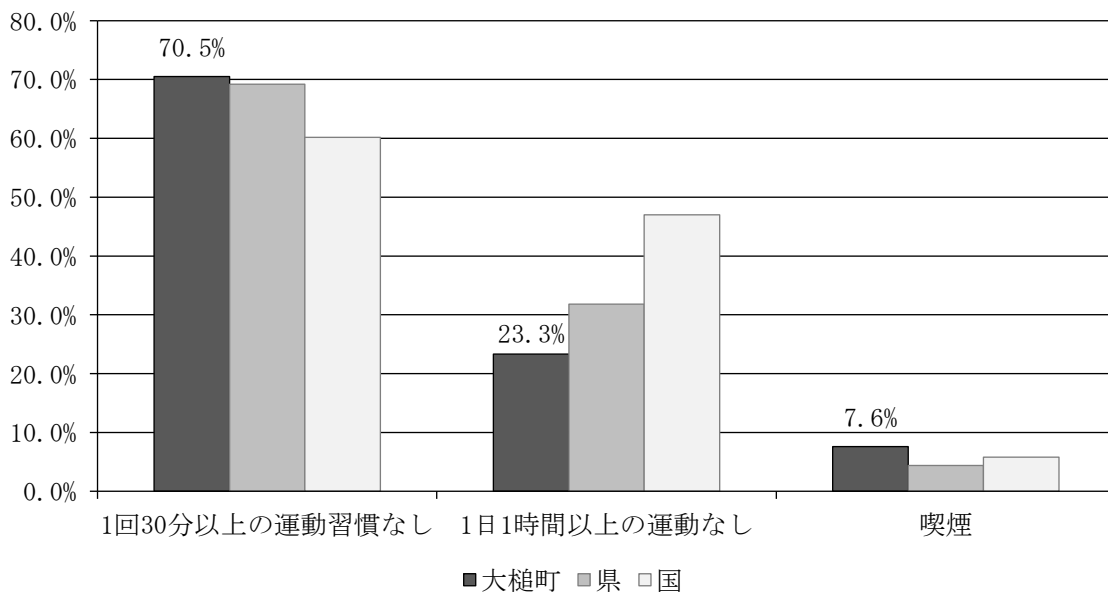
- 運動習慣については、男女とも、仕事等を含め日常生活において歩行などの身体活動を1日1時間以上行っていない被保険者の割合は県平均及び国平均を大きく下回っていますが、意識的な運動を行っていない被保険者は多い状況にあります。喫煙習慣については、男女とも、喫煙者の割合が県平均及び国平均を上回っています。

H29年度 運動習慣及び喫煙・男性



(KDB)

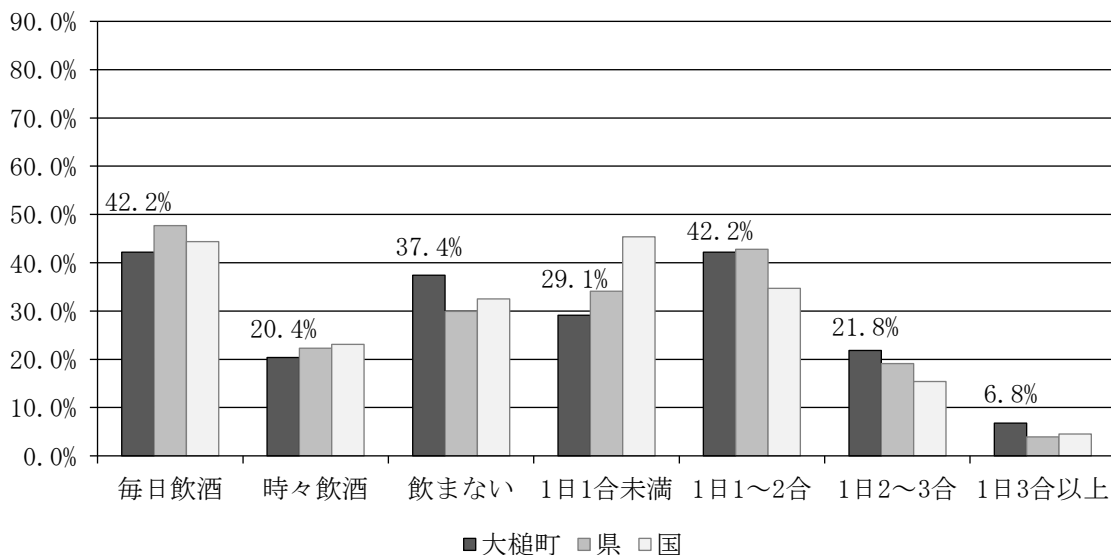
H29年度 運動習慣及び喫煙・女性



(KDB)

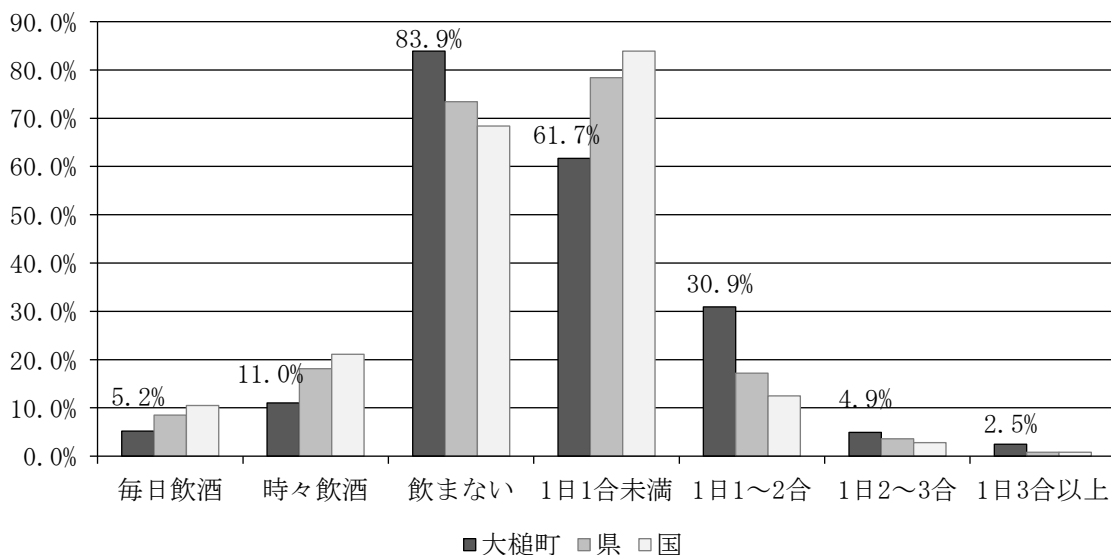
- ・ 飲酒については、男女とも、飲酒者の割合は県平均及び国平均よりも低い状況にありますが、飲酒日の1日当たりの飲酒量は、県平均及び国平均よりも多い傾向にあります。

H29年度 飲酒・男性



(KDB)

H29年度 飲酒・女性



(KDB)

(4) 特定保健指導対象者発生率

特定健康診査受診者のうち、健診結果により特定保健指導対象者となった者（受療中の者を除く）の割合を比較すると、大槌町では、国及び県平均に比べ、概ね発生率が高い状況にあります。

特定保健指導対象者は、腹囲又はBMI、血糖、脂質、血圧及び喫煙歴により判定しますが、これらは動脈硬化の危険因子であり、将来的な脳血管疾患等への移行リスクを高めるものです。

ア 積極的支援

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大槌町 | 7.1% | 4.5% | 3.3% | 3.6% | 4.3% | 3.4% |
| 県 | 4.3% | 4.0% | 3.6% | 3.4% | 3.4% | - % |
| 国 | 3.5% | 3.2% | 3.0% | 2.9% | 2.8% | - % |

(国民健康保険中央会「市町村特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」、法定報告)

イ 動機付け支援

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大槌町 | 14.0% | 12.8% | 13.4% | 12.9% | 13.9% | 13.6% |
| 県 | 10.3% | 10.0% | 9.5% | 9.7% | 9.7% | - % |
| 国 | 8.8% | 8.5% | 8.6% | 8.6% | 8.7% | - % |

(国民健康保険中央会「市町村特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」、法定報告)

5 大槌町の健康課題のまとめ

- ・ 1 「主要死因の状況」のとおり、脳血管疾患のSMRが突出して高く、これが全体の死亡リスクを高める要因となっていると考えられます。
- ・ 2 「要介護認定者の状況」のとおり、要介護2以上の新規要介護認定者の原因傷病のうち約5分の1を脳血管疾患が占めており、「不健康な状態」となる大きな要因の1つとなっていると考えられます。
- ・ 3 「疾病別医療費の状況」のとおり、特に外来において、脳血管疾患の危険因子となる高血圧症、糖尿病、脂質異常症による受療が多い状況にあります。
- ・ 4 「特定健康診査有所見者等の状況」のとおり、脳血管疾患の危険因子となりうる項目の有所見率が高く、特定保健指導対象者の発生率も高い状況にあります。

⇒ 上記のことから、**全体的な死亡リスクを低減し、健康寿命の延伸を図るため、脳血管疾患の予防に重点を置いた取組を、優先して実施する必要があります。**

第4章 本計画で目指すべき全体目標

1 全体的な目標

| | 現状値 | 目標値 (2023年度) |
|----------------------|---------------------|-----------------------|
| 標準化死亡比 (総死亡) | (H28) 113.9 | (2022) 105.7 |
| 要介護2以上の認定率 (5年平均) | 11.2% (H25-29平均) | 10.8% (H31-2023平均) |

- ・ 総死亡SMRを、平成28年県平均(105.7)並みへ低下させることを目指します。
- ・ 要介護2以上の認定率(不健康な状態)を、県平均並みへ低下(=健康寿命の延伸)させることを目指します。

なお、要介護認定率は年度による増減が大きいため、5年平均により評価することとし、平成25年度～平成29年度の5年間の県平均(10.8%)並みへの低下を目標として設定します。

(SMRについては、算定時に5年平均死亡数を用いているため、5年平均による評価を行わない。)

2 保健事業の目標

| | 現状値 | 目標値 (2023年度) |
|--------------------------|---------------------|----------------------|
| 特定保健指導対象者発生率 (積極的支援) | 3.8% (H25-29平均) | 3.6% (H31-2023平均) |
| 特定保健指導対象者発生率 (動機付け支援) | 13.3% (H25-29平均) | 9.7% (H31-2023平均) |

- ・ 特定保健指導対象者の発生率(特定保健指導対象者/特定健康診査受診者)を、県平均並みへ低下させることを目指します。

なお、特定保健指導対象者発生率は年度による増減が大きいため、5年平均により評価することとし、平成25年度～平成28年度の4年間の県平均並みへの低下を目標として設定します。

(平成24年度は大槌町、県平均とも発生率が高いこと(震災直後の避難生活の影響が考えられる)、平成29年度は県平均がまだ公表されていないことから、目標値については平成25年度～平成28年度の4年間の県平均とした。)

第5章 特定健康診査等実施計画

1 実施目標

| | 2018 (H30) 年度 | 2019 (H31) 年度 | 2020 (H32) 年度 | 2021 (H33) 年度 | 2022 (H34) 年度 | 2023 (H35) 年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 特定健康診査の実施率 | 39.3% | 43.4% | 47.6% | 51.7% | 55.9% | 60.0% |
| 特定保健指導の実施率 | 28.3% | 34.6% | 41.0% | 47.3% | 53.7% | 60.0% |

- 厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針及び岩手県国民健康保険運営方針に基づき、いずれも実施率60.0%を目指します。

2 実施対象者数

| | 2018 (H30) 年度 | 2019 (H31) 年度 | 2020 (H32) 年度 | 2021 (H33) 年度 | 2022 (H34) 年度 | 2023 (H35) 年度 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 40-74歳被保険者数 | 2,622人 | 2,540人 | 2,460人 | 2,383人 | 2,308人 | 2,236人 |
| 特定健康診査実施率 | 39.3% | 43.4% | 47.6% | 51.7% | 55.9% | 60.0% |
| 特定健康診査実施者数 | 1,030人 | 1,102人 | 1,171人 | 1,232人 | 1,290人 | 1,342人 |
| 積極的支援対象者数 | 39人 | 42人 | 45人 | 47人 | 49人 | 51人 |
| 動機付け支援対象者数 | 137人 | 147人 | 156人 | 164人 | 172人 | 179人 |
| 特定保健指導実施率 | 28.3% | 34.6% | 41.0% | 47.3% | 53.7% | 60.0% |
| 積極的支援実施者数 | 11人 | 15人 | 18人 | 22人 | 26人 | 31人 |
| 動機付け支援実施者数 | 39人 | 51人 | 64人 | 78人 | 92人 | 107人 |

- 40-74歳被保険者数は、平成25年度～平成29年度の5年間の40-74歳被保険者数平均増減率により推計し、特定健康診査実施者数は、特定健康診査の実施目標に基づき算定しました。
- 特定保健指導対象者数は、積極的支援及び動機付け支援それぞれについて、平成25年度～平成29年度の5年間の特定健康診査実施者中の対象者発生率により推計し、特定保健指導実施者数は、特定保健指導の実施目標に基づきそれぞれ算定しました。

3 実施方法

(1) 特定健康診査

① 実施方法及び実施場所

公益財団法人岩手県予防医学協会への委託により集団方式で実施することとし、実施場所については、生活再建の状況や公共施設等の整備状況、被保険者の利便性等を勘案し、毎年度決定します。

② 実施項目

大槌町の健康課題に鑑み、40歳～74歳の全ての受診者について、以下の兩項目を実施します。

- ・ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）に定める特定健康診査の項目
- ・ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準」（平成20年厚生労働省告示第4号）に定める医師が必要と認めるときに行う項目

③ 実施時期

ア 前期日程

5月（全対象者）

イ 後期

11月（前期日程において受診しなかった対象者）

④ 周知・案内方法

- ・ 実施時期及び実施場所は、町広報に掲載し周知します。
- ・ 前期日程に係る個別の受診案内は、対象者へ郵送することにより行います。
- ・ 後期日程に係る個別の受診案内は、前期日程において受診しなかった対象者に対し、郵送することにより行います。

⑤ 健診結果の通知

- ・ 健診結果は個別に郵送するとともに、希望者を対象に健診結果に応じた個別相談及び必要な事後指導を実施します。
- ・ ただし、健診結果が示される前であっても、健診実施機関から、精密検査または治療を要する所見が認められた旨の至急連絡があった場合は、直ちに電話又は訪問により医療機関への受診勧奨を行うこととします。

⑥ 特定健康診査実施率向上のための取組

- ・ 特定健康診査の受診に対する意識付けのため、広報のほか、被保険者を含む一般住民を対象とする健康イベント等の事業を通じ、健康維持や生活習慣病予防の重要性に関する啓発を行います。
- ・ 受診者の動向を踏まえ、実施場所や日程等について利便性の向上を図るとともに、特に受診率が低い40代～50代に重点をおいて、積極的な受診勧奨を行います。

(2) 特定保健指導

① 実施方法及び実施場所

積極的支援については、当面は大槌町の直営とし、保健衛生部門に所属する保健師・管理栄養士で実施し、動機付け支援については、公益財団法人岩手県予防医学協会への委託により実施することとします。

実施方法及び実施場所については、状況に応じ毎年度決定します。

② 実施内容

対象者の選定及び実施内容は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)その他国が定める基準等によることとし、以下により実施します。

ア 積極的支援

- ・ 対象者が行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、実践可能な具体的行動目標について、優先順位をつけながら一緒に考え、行動が継続できるように定期的・継続的に支援をします。
- ・ 初回面接後、3か月以上の継続的な支援を行い、その後行動計画の実績評価を行います。初回面接は、おおむね8名以下の集団又は個別に実施します。

イ 動機付け支援

- ・ 面接や詳細な質問項目により生活習慣や行動変容ステージ(準備状態)を把握し、特定健康診査の結果やその経年変化等から、対象者の身体に起こっている変化の理解を促します。
- ・ 原則1回の支援を行い、初回面接から3か月経過後に行動計画の実績評価を行います。初回面接は、おおむね8人以下の集団又は個別に実施します。

③ 実施時期

特定健康診査の結果に基づき、随時実施します。

④ 周知・案内方法

特定健康診査の結果により、対象となった方には個別の案内を郵送することとします。

⑤ 特定保健指導実施率向上のための取組

- ・ 早期介入により生活習慣を改善し、生活習慣病の発症を予防するため、特に40代～50代の現役世代に重点を置いた利用勧奨を行います。
- ・ また、利用者が脱落せずに指導完了することができるよう、他の保健事業と組み合わせるなど、適切なサポートを行います。

第6章 保健事業実施計画

1 保健事業の考え方

これまでの保健事業の取組を基本としつつも、限られた人的資源や財源の中で、全体的な標準化死亡比の低下や健康寿命の延伸につなげるため、効果的・効率的な事業展開を図る必要があります。

そのため、地域の健康課題である脳血管疾患の予防に重点を置き、各事業のターゲットを明確にして、予防・改善効果が得られる事業を優先的に実施します。

2 被保険者全体に対する対策

脳血管疾患を中心とする生活習慣病予防の基本的な考え方等を被保険者に広く普及し、特定健康診査の受診に対する意識付けや、早期の生活習慣の改善及び行動変容に向けた動機付けを図るため、以下の取組を推進します。

| | | | | | | | |
|--|---|----------|--|----------|-------|---|-------|
| <p>① 健診受診勧奨</p> <p>【目的】 特定健康診査の未受診者に対して、受診勧奨することで生活習慣病や疾病の早期発見および重症化予防を図ることを目的に実施</p> <p>【対象者】 特定健康診査未受診者</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者に対し再通知を実施 ・広報及びホームページにて健診日程・会場の周知 ・関係機関及び医療機関等において、ポスター・リーフレットでの受診啓発 | <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診受診率の向上 <table border="0"> <tr> <td>(H29年度)</td> <td></td> <td>(2023年度)</td> </tr> <tr> <td>35.1%</td> <td>→</td> <td>60.0%</td> </tr> </table> | (H29年度) | | (2023年度) | 35.1% | → | 60.0% |
| (H29年度) | | (2023年度) | | | | | |
| 35.1% | → | 60.0% | | | | | |
| <p>② 若年者健康診査</p> <p>【目的】 生活習慣病予防及び疾患の早期発見早期治療へつなげることを目的に実施</p> <p>【対象者】 20～39歳の国民健康保険加入者</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査実施 | <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診人数 <table border="0"> <tr> <td>(H29年度)</td> <td></td> <td>(2023年度)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>→</td> <td>50人</td> </tr> </table> | (H29年度) | | (2023年度) | — | → | 50人 |
| (H29年度) | | (2023年度) | | | | | |
| — | → | 50人 | | | | | |

| | |
|--|--|
| ③ 運動指導事業（健幸運動教室） | |
| <p>【目的】 健康づくりのための運動の知識と技術の普及啓発及び運動習慣の確立を目的に実施。</p> <p>【対象者】 町民</p> <p>【内容】 運動単独のプログラムにて通年実施。</p> | <p>【目標値】</p> <p>・運動教室実施回数 (H29年度) (2023年度) — → 15回</p> <p>・参加者数 (現状値) (2023年度) — → 延べ330名</p> |
| ④ 健康相談 | |
| <p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭におけるセルフケアの実践につなげる。</p> <p>【対象者】 町民</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区健康相談 ・窓口及び電話での健康相談（特定健診結果説明）、希望する団体への出張健康相談 ・「いわて減塩・適塩の日（28日）」に併せ毎月1回マストにて健康相談及び啓発キャンペーン実施（減塩普及事業と同時開催） ・健康まつり等のイベントに併せて実施 | <p>【目標値】</p> <p>・健康相談実施回数 (H29年度) (2023年度) — → 16回</p> <p>・参加者数 (H29年度) (2023年度) — → 120人</p> |
| ⑤ 減塩普及事業 | |
| <p>【目的】 減塩について普及することにより、地域全体の減塩習慣を促すことを目的に実施。</p> <p>【対象者】 町民</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いわて減塩・適塩の日（28日）」にあわせて、毎月1回マストにて健康相談及び啓発キャンペーン実施（健康相談事業と同時開催） ・町広報や、社協オレンジ通信での「いわて減塩・適塩の日」の啓発 ・食生活改善推進委員等関係機関と連携し、減塩モニタの活用や減塩メニューの普及啓発等実施 ・食生活改善推進員養成講座実施 | <p>【目標値】</p> <p>・活動回数 (H29年度) (2023年度) — → 24回</p> |

⑥ 健康づくりに関する知識の普及啓発

【目 的】

生活習慣病予防の知識に関する普及や、健診受診勧奨を目的に実施する。

【対象者】

町民

【内 容】

- ・町広報や、社協オレンジ通信での「いわて減塩・適塩の日」の啓発
- ・「健康増進月間（9月）」「生活習慣病予防月間（2月）」に併せた庁舎内及び町立図書館での健康に関する情報の掲示
- ・健康まつり等のイベントにて健康に関する啓発
- ・乳幼児相談等の母子保健事業の機会にて、健康に関する啓発
- ・健診（検診）の機会にて健康に関する啓発
- ・運動普及推進員養成講座実施

3 リスク保有者に対する対策

特定健康診査有所見者等のリスク保有者に対し、脳血管疾患を中心とする生活習慣病の発症及び重症化の予防のための、より積極的な保健指導として、第5章に定める特定保健指導のほか、以下の取組を推進します。

なお、各事業対象者については、「標準的な健診・保健指導プログラム」を参考に「レッドゾーン（医療機関受診勧奨）」、「オレンジゾーン（生活習慣の改善）」を選定し対象とします。

レッドゾーン

- ・ 血 圧：収縮期血圧値 160mmhg以上又は拡張期血圧 100mmhg以上
- ・ 脂 質：LDL 180 mg/dl 以上、TG 500mg/dl 以上
- ・ 血清クレアチニン：尿蛋白（1+）以上の者
尿蛋白（±）又は（-）かつ、eGFR45以下の者

オレンジゾーン

- ・ 血圧：収縮期血圧値140～159mmhg 又は拡張期血圧90～99mmhg
- ・ 脂質：LDL 140～179 mg/dl、TG 300～499mg/dl
- ・ 血糖値：空腹時血糖 100～125 mg/dl
- ・ HbA1c：5.6～6.4%
- ・ 血清クレアチニン：尿蛋白（±）又は（-）かつ、eGFR45～59の者

| ① 健康教育 | |
|--|---|
| <p>○ヘルスアップ教室</p> <p>【目的】 生活習慣病及びメタボリックシンドロームの改善を目指し、健康寿命の延伸を図ることを目的として実施。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導対象者 ・ 「標準的な健診・保健指導プログラム」の『生活習慣の改善(オレンジゾーン)』に該当する者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病、運動、栄養等について複合プログラムにて実施 | <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果の変化 (H29年度) (2023年度) — →参加者の50% が改善 |
| <p>○重点的な健康講座</p> <p>【目的】 特定健診結果を把握し、年度毎に重点テーマを掲げそのテーマに沿って健康教育実施</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導対象者 ・ 標準的な健診・保健指導プログラムの『生活習慣の改善(オレンジゾーン)』に該当する者 ・ 骨粗鬆症受診者のうち、「B」判定に該当した者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者に対し郵送及び電話にて健康教育実施の案内 | <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加率 (H29年度) (2023年度) 4.4% → 14.4% |

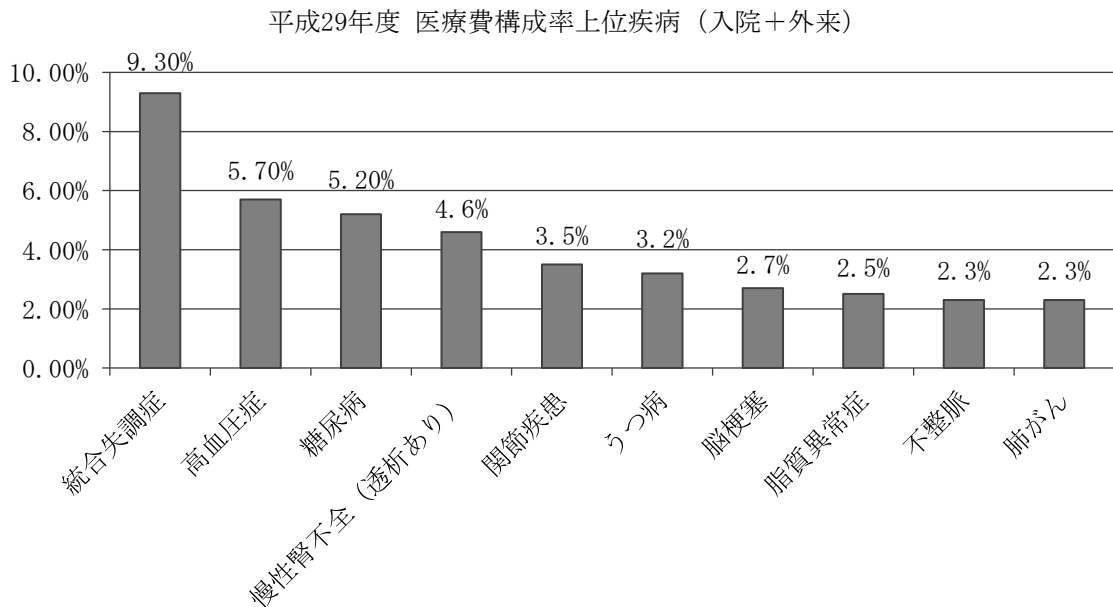
| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、テーマや内容を検討し開催 | |
| <p>② 医療機関受診勧奨</p> | |
| <p>【目 的】 高血圧、慢性腎臓病などの疾患が疑われる者を対象に受診勧奨。</p> <p>【対象者】 特定健診受診者のうち、「標準的な健診・保健指導プログラム」の「医療機関受診勧奨(レッドゾーン)」に該当し現在治療していない者</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨用紙を送付し、本人が受診結果を返送。 ・未受診者に対し再度受診勧奨を実施。 | <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関受診率 <p>(H29 年度) (2023 年度)</p> <p>62.9% → 100%</p> |

4 糖尿病性腎症重症化予防対策

(1) 大槌町の糖尿病性腎症の状況

① 疾病別医療費の状況（平成 29 年度）

国民健康保険の入院と外来を合計した全体医療費の疾病別構成率では、慢性腎不全（透析あり）が4位（4.6%）となっています。



(KDB)

② 糖尿病レセプトの状況

国民健康保険被保険者に占める糖尿病の割合は増加傾向にあり、平成 30 年 3 月診療分では 9.9%の被保険者が糖尿病により受療しています。

このうち 16.8%の被保険者が腎症を合併しており、糖尿病による受療者の 1.2%の被保険者が人工透析を受けています。

| | H27年3月 | H28年3月 | H29年3月 | H30年3月 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 糖尿病 | 313人 (8.6%) | 314人 (9.0%) | 320人 (9.5%) | 321人 (9.9%) |
| (内数) 糖尿病性腎症 | 57人 (18.2%) | 52人 (16.6%) | 56人 (17.5%) | 54人 (16.8%) |
| (内数) 人工透析 | 6人 (1.9%) | 6人 (1.9%) | 5人 (1.6%) | 4人 (1.2%) |

※ ()は、糖尿病については被保険者に占める割合、内数については糖尿病に占める割合。

(KDB)

(2) 糖尿病性腎症重症化予防対策

① 目的

糖尿病性腎症は、重症化によって腎不全、透析療法へ移行した場合、被保険者のQOLを著しく低下させることに加え、国民健康保険財政の面でも負担の増加につながることから、全国的な取組の推進を図ることとされています。

そこで、健康寿命の延伸及び医療費適正化の観点から、県、岩手県医師会及び岩手県糖尿病対策推進会議が平成 29 年 11 月に策定した「岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考として、町内各医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防対策に取り組みます。

② 取組内容・時期

岩手県糖尿病性腎症重症化プログラムに準じて、以下の内容で取り組みます。

- ・ 糖尿病の重症化リスクが高い「未受診者」及び「治療中断者」に対し、重点的な受診勧奨を行い、治療に結びつけます。
- ・ 糖尿病性腎症等で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者に対し、保健指導を行う。
- ・ 取組時期については、特定健康診査の結果に基づき、随時実施することとし毎年度決定します。

③ 取組の目標

| | 現状値 | 目標値 (2023 年度) |
|-----------------|-----|---------------|
| 受診勧奨対象者の医療機関受診率 | — | 100.0% |
| 受診勧奨対象者の透析移行数 | — | 0 人 |

- ・ 全ての受診勧奨対象者について、医療機関への受診につなげることを目指します。
- ・ 医療機関への受診を徹底することにより糖尿病の重症化を予防し、合併症による透析療法への移行を防止することを目指します。
(受診勧奨対象者の透析移行状況については、計画期間の終期まで継続的に把握する。)

1 計画の評価・見直し

本計画は、中間年度（2020年度）に、「大槌町国民健康保険事業運営協議会」において進捗確認及び中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

また、計画期間の最終年度に、同運営協議会において目標達成状況及び事業実施状況についての評価を行い、評価結果を次期計画へ反映させることとします。

2 計画の公表・周知

本計画の公表・周知は、町ホームページへ掲載して行います。

3 個人情報の取扱い

- ・ 本計画に基づく事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、同法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務、大槌町個人情報保護条例（平成17年大槌町条例第9号）及び大槌町情報セキュリティ基本方針の規定に基づき、個人情報の漏えい防止に細心の注意を払います。
- ・ 事業の委託に当たっては、業務委託契約において、文書等の漏えい、滅失、毀損の防止などについて必要な処置を講じ的確に管理するとともに、契約期間満了後及び解除後において文書等の破棄を行う場合は、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分することを明記し、個人情報を適正に管理させることとします。

第1期大槌町データヘルス計画
第3期大槌町特定健康診査等実施計画

平成31年3月

発行：大槌町

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

電話：0193-42-2111

担当課：民生部町民課